

発議案第23号

川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月11日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊞
	同	原 弘 志	㊞
	同	三 田 登	㊞
	同	伊 原 忠	㊞

## 提案理由

国に対し、川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」をめざすよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」を求める意見書

安倍政権は、またも国民多数の民意を踏みにじり、九州電力川内原発1号機の再稼働を強行したことは、断じて許されるものではない。

東京電力福島原発事故によって、多くの国民は「原発は人類と共存できない」ことを知ったのである。ひとたび大事故が起きれば、空間的にも時間的にも被害を制御できず、膨大な費用が必要になること。使用済み核燃料の処分方法が確立されないもとの、核の廃棄物が増加し続ける避けられない現実がある。

これまで、政府や電力会社は「最高水準の技術で事故は未然に防止できる」との「安全神話」を振りまき、利益を優先させ必要な安全対策を放置してきたことが、深刻な事故を引き起こしたのである。

福島原発事故は、いまだ収束できずにいる。正確な原因の究明、原子炉の実態掌握、汚染水対策など解決すべき課題が多く残されている。いまでも約12万人が避難生活を余儀なくされている。これらに目をつむり、「新規制基準に適合」したからと再稼働を進めることは、新たな「安全神話」の復活であり、絶対に認めることはできない。しかも、川内原発では、火山学会が大規模火山は「予知できない」とされているにもかかわらず、九州電力は「予知できる」として火山の危険を過小評価し、住民避難の計画や体制が不十分なまま再稼働を強行したことは、福島の教訓を忘れた暴挙と言わざるを得ないものである。

原発が稼働していなくても、日本の電力は足りているのは明白な事実である。さらなる省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的かつ大量導入で、「原発ゼロの日本」を実現することこそ、日本社会と経済の持続可能な発展がある。

よって、本市議会は国に対し、川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」を目指すよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
環境大臣様